

九大国国第29号
令和4年9月12日

各部局長
各部局事務（部）長 殿
事務局各課長
監査室長

国際部長
都 築 智

水際対策の新たな措置における外国人研究者等の受入について（通知）

令和4年8月25日に厚生労働省より水際対策強化に係る新たな措置について公表があり、9月7日から、ワクチン接種証明書を保持している場合は出国前72時間以内の検査証明の提出を求めないこととなりました。

つきましては、標記について関係教職員にご周知いただきますようお願いいたします。新規の受入外国人研究者等の入国を希望する場合は、これまでどおり、入国者健康確認システム（ERFS）への登録が必要となりますので、別紙2のとおり、各部局にてとりまとめの上、国際部へ申請いただきますようお願いいたします。

これに伴い、令和4年6月2日付け九大国国第11号「水際対策の新たな措置における外国人研究者等の受入について（通知）」は廃止します。

担当：国際部国際企画課 蔵本
内線：90-2213
E-mail：nyukoku@jimu.kyushu-u.ac.jp

水際対策に係る新たな措置（3 1）について

【変更点】

- ・有効なワクチン接種証明書を保持している全ての帰国者・入国者については、出国前72時間以内の検査証明の提出を求めない。

- ・有効なワクチン接種証明書については、以下のURLを参照
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/border_vaccine.html

- ・適用される検疫措置を以下のサイトのフォームで確認可能
<https://www.hco.mhlw.go.jp/>

外国人の新規入国について

1. 措置内容

「外国人の新規入国制限の見直し」により、当該入国者を受け入れる受入責任者（個人ではなく大学）が厚生労働省のシステム（入国者健康確認システム（ERFS））に必要な情報を申請することで、受入責任者の管理の下、新規入国が認められることになります。

2. 対象

以下の入国目的で入国する外国人

- ①商用・就労目的の3か月以下の短期間の滞在（短期の訪問研究員等）
- ②全ての、長期間の滞在（外国人研究者等）

3. 申請から入国までの流れ

別紙3を参照

4. 申請手続き

(1) 準備

入国する外国人の健康管理や陽性者となった場合に対応する受入担当者（受入教員や事務担当者）を設定してください。

新規入国申請書の作成は、受入担当者が、入国者と打合せて準備してください。その際、別紙4「入国者への説明事項」及び「誓約書（個人）」の遵守事項を入国者本人に説明してください。

(2) 提出書類

新規入国申請書【本学様式】（エクセルファイル）

【入国前変更が生じた場合】

提出した申請書の内容に変更が生じた場合は、「新規入国申請書」にて変更箇所を報告してください。

※ ワクチン接種証明書（写し）

ワクチン接種証明書（写し）は、提出書類ではありませんが、「待機期間の短縮」を希望する場合、入国時に必要になります。事前に受入担当者が、有効な証明書かどうか確認する必要がありますので、入国者より申請時に取得しておいてください。

(3) 提出方法

- ① 各部局事務部は、受入担当者より(2)提出書類を取りまとめ、PJフォルダ(¥¥nas¥PJ 水際対策提出用)に保存してください。
- ② 毎日午後2時までに保存された申請書の内容を国際部にて入国者健康確認システム(ERFS)に入力し、当日午後4時までを目処に発行が完了した「受付済証」を、PJフォルダへ保存します。

5. 申請後について

- ① 受入担当者は、受付済証(PDF)が届いたら、ただちに入国者にメールで送付し、査証申請の手続きを取るよう指示してください。

・査証申請に必要な書類は、以下をご確認ください。

<外務省 HP>

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/index.html>

<各在外公館リスト>

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/index.html>

- ・在留資格認定証明書(CoE)が必要な場合(長期滞在)は、本学にて代理申請を行っていますので、以下のHPの「在留資格認定証明書(CoE)の代理申請について」を確認してください。

<https://www.isc.kyushu-u.ac.jp/intlweb/student/visa>

なお、既に発行した在留資格認定証明書の有効期間については、受入機関等が「引き続き、在留資格認定証明書交付申請時の活動内容のとおりのお受入れが可能である」ことを記載した申立書を提出することで有効とみなす措置をとっています。<https://www.moj.go.jp/isa/content/930005022.pdf>

- ・数次有効の短期滞在査証(ビザ)を申請することが可能となりました。

受入責任者は、入国者の1年間の数次にわたる渡航すべてについて、「誓約事項」に同意したものとみなされますのでご留意ください。希望する場合は、【様式】新規入国申請書「マルチビザ(1年)申請希望」欄にて「○」を選択してください。

- ② 入国者は、出国前72時間以内に新型コロナウイルス感染症の検査を受け、所定のフォーマットを用いて現地医療機関から「陰性」であることの検査証明書を取得する必要があります。詳細は以下を参照してください。ただし、有効なワクチン接種証明書を保持している全ての帰国者・入国者については、出国前72時間以内の検査証明書の提出を不要です。

(厚生労働省：検査証明書の提出について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html

以下のサイトのフォームに必要な事項を入力して、確認してください。

<https://www.hco.mhlw.go.jp/>

③ 入国者は、入国時に、民間医療保険（滞在期間中の医療費を補償する旅行保険を含む。）又は日本の公的医療保険制度に加入が必要です。受入担当者は加入状況を確認してください。

④ 入国者は、入国後、必要なアプリ（入国者健康居所確認アプリ(MySOS)、接触確認アプリ(COCOA)）のインストールが必要です。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00250.html

⑤ 入国時の手続きの簡素化（ファストトラック）について

検疫に必要な以下の情報を事前登録し、ファストトラックを利用してください。

①質問票 WEB ②誓約書 ③ワクチン接種証明書

④出国前 72 時間以内の検査証明書（画像データをご準備ください）

※有効なワクチン接種証明書があれば、72 時間以内の検査証明書不要

<https://www.hco.mhlw.go.jp/>

⑥ Visit Japan Web サービスについて

入国時に検疫・入国審査・税関申告の入国手続等を行えるウェブサービスです。ファストトラックとは別に以下の URL より事前に登録してください。

https://www.digital.go.jp/policies/visit_japan_web/

⑦ 待機期間は、国・地域及びワクチンの有効な証明書の有無により、以下のとおり異なります。https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

区分	有効なワクチン 接種証明書の 有無	入国時検査	入国後の待機期間
赤	無	実施	「3日間検疫施設待機 (+施設検査陰性)」
	有		「3日間自宅等待機+自主検査陰性」 (検査を受けない場合は 5日間待機)
黄	無	-	「待機無し」
	有		
青	無	-	「待機無し」
	有		

国・地域の区分

<https://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>

国・地域の区分（令和4年9月2日現在）

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/0902_list.pdf

有効なワクチン接種証明書の情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/border_vaccine.html

- ⑧ 万が一、陽性者が発生した場合には、待機施設を管轄する保健所へ連絡して指示に従ってください。
- ⑨ 入国者が待機期間の短縮を希望し、受入担当者が対応可能な場合は、PCR 検査等（PCR 検査又は抗原定量検査）の手配を行ってください。入国後3日目以降に、本人に検査等の陰性の結果を、入国者健康居所確認アプリ(MySOS)を通じて、入国者健康確認センターに登録させてください。入国者に、アプリを通じて待機期間終了の連絡があります。当日18時までに提出すれば、「翌日（4日目）から待機解除となる」旨の連絡があります。
- ⑩ 待機期間短縮を受けるために検査を受ける検査機関については、以下のサイトに掲載されている医療機関又は検査機関に限られますので、PCR 検査等を手配する際は、以下の検査機関を参照してください。

<https://www.c19.mhlw.go.jp/search/>

6. 留意事項

- ① 待機場所として、本学施設（伊都ゲストハウス等）のご利用はできません。待機場所はホテル等を確保いただくようお願いします。
- ② 外国人留学生の新規入国については、留学課の通知に従ってください。
- ③ PCR 検査等の費用、待機場所の宿泊に係る費用、移動の費用等の水際対策に係る費用は、各部局（もしくは入国者）が負担いただくこととなりますので、ご注意ください。
- ④ 「**水際対策強化に係る新たな措置**」の Q&A が、今回の措置について、網羅的に記載された資料になりますので、ご確認願います。
<https://www.mhlw.go.jp/content/000945020.pdf>
- ⑤ 受入責任者の誓約事項や誓約書（個人）に違反した場合（いずれも不実の記載があった場合を含む。）には、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、当該受入責任者の企業・団体等の名称が公表されます。また、当該受入責任者からの「外国人新規入国オンライン申請」を以後受け付けないことがあります。
- ⑥ 受入責任者の誓約事項のうち、受入担当者にて対応が必要な事項については、別紙5を参照ください。

入国フロー図（帰国者・新規入国者共通）

・・・新規入国の外国人のみ、帰国者は不要

入国者の待機期間早見表により、待機期間の有無、期間を確認してください。

事項	実施する内容	実施者		備考	
		外国人 教員等	受入 部局		
出国 1 か 月 前	① 本人との打合せ	「入国者への説明事項」及び「誓約書」の記載内容を説明 新規入国者申請書（学内様式）作成のため本人とやり取り ワクチン3回接種の証明書（写し）の用意	○ ○ ○	○ ○ ○	※該当者のみ
	② 国際部に提出 【厚生労働省へ申請】	（学内様式）新規入国者申請書を国際部PJフォルダへ提出【国 際部から厚生労働省へ】 受付済証が届いたら本人へPDFで送付		○ ○	※nasPJ水際対策提出用へ提出
	③ 査証手続き	・受付済証等の必要書類を在外日本大使館等に提出	○		査証申請書、旅券、顔写真、受付済証のほか以下の書類が必要です。 ★短期の場合は、招へい理由書、身元保証書、滞在予定表、渡航支弁能力を示す 書類 ★長期の場合は、在留資格認定証明書が必要
	④ チケット等の手配	・航空便 ・待機期間のための宿泊施設（待機期間は、下の待機期間早見表 を確認）	○		★待機期間が必要な区分に該当する場合は、国（検疫所）が指定する施設で待機に なります。その場合は、PCR検査等を含め、国が負担します。
	⑤ 民間医療保険への加入	・加入手続き	○		入国時に保険証券等を確認されることがある。
出国 1 週 間 前	⑥ 入国者健康居所確認アプリ （MySOS）のインストール	・入国者健康居所確認アプリ（MySOS） ・接触確認アプリCOCOA	○		厚生労働省・入国者健康確認センター https://www.hco.mhlw.go.jp/
	⑦ 検査証明の取得	・出国前72時間以内に、検査を受検し、滞在国内・地域の医療機 関にて「出国前 72 時間以内の検査（陰性）証明書」を取得 （厚生労働省Webサイトを参照） https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html	○		入国前の滞在地と3回目のワクチン接種の有無により、検疫措置が変わるため、ま ずは適用される検疫措置をご確認ください。 以下のサイトのフォームに必要事項を入力して、確認してください。 https://www.hco.mhlw.go.jp/
	⑧ ファストトラックにより入国 前に実施が可能な検疫手続きが 可能	【入国前に実施が可能な検疫手続】 ・質問票の記入 ・誓約書の記入 ・ワクチン接種証明書の有効性の確認 ・出国前72時間以内の検査証明書の有効性の確認 ・健康居所確認アプリ（MySOS）のインストールとログイン			ファストトラック https://www.hco.mhlw.go.jp/fasttrack/ 対応する空港：成田国際空港・羽田空港・中部国際空港・関西国際空港・福岡空 港から入国される方
⑨ Visit Japan Webサービスへ の登録	・検査証を取得したら、Visit Japan Webサービスへ登録	○		Visit Japan Webサービス https://www.visitjapan.digital.go.jp/Web/ 入国時に検疫・入国審査・税関申告の入国手続等を行えるウェブサービス	
入 国 手 続	⑩ 空港での検疫・入国審査	【検疫】 ・ファストトラック（スマートフォンの画面を表示するだけで検 疫が終了します。） 【入国審査】 ・査証の確認等	○		入国後の待機期間等及び検査の有無については、以下の【入国後の待機期間等】を 参照すること。
	⑪ PCR検査の実施	・PCR検査を受け、結果が出るまで原則として空港内で待機	○		★国・地域の区分及びワクチン接種証明書の提出により、入国時のPCR検査及び待 機期間は省略されます。
移 動	⑫ 宿泊施設へ移動・待機	・宿泊施設もしくは自宅等へ移動し、待機（3日もしくは7日） 空港検疫後、24時間の移動が可能。	○	○	自身で、もしくは受入担当者が出迎え、待機場所に移動する。
	⑬ 健康状態の報告等	・アプリ（MySOS）を通じた待機期間中の健康フォローアップ ・地図アプリ等による位置情報の保存 ・接触確認アプリの導入と機能の実施	○	○	・有症状となった場合、受入担当者が、速やかに「担当管轄の保健所」に連絡し、 指定の医療機関を受診させる。
待 機	⑭ PCR検査（入国3日目）	★該当者のみ ・アプリ（MySOS）を利用して入国者健康確認センター報告 ・入国者健康確認センターからの連絡により待機期間終了	○	○	・3目日にPCR検査を実施 ・陽性となった場合、速やかにMySOSにて検査結果を報告し指示を受ける。 ・5日間待機する場合は、PCR検査不要

待機者のみ

【入国後の待機期間等】

国・地域の区分	有効なワクチン 接種証明書	入国時検査	入国後の待機期間
赤	無	実施	「3日間検疫施設待機 (+施設検査陰性)」
	有		「3日間自宅等待機+自主検査陰性」 (検査を受けない場合は5日間待機)
黄	無	-	「待機無し」
	有		
青	無	-	「待機無し」
	有		

水際対策新制度（6月1日開始）に基づく国・地域の指定について					令和4年9月2日
	アジア・大洋州	北米	中南米	欧州	中東・アフリカ
赤(0)					
黄(73)	インド、北朝鮮、キリバス、スリランカ、ソロモン諸島、トンガ、パキスタン、フィジー、ブータン、ベトナム、マーシャル諸島、マカオ、ミクロネシア、モルディブ		ガイアナ、キューバ、セントルシア、ドミニカ国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、ハイチ、バハマ、バルバドス、ベネズエラ、ペリース	アルバニア、アンドラ、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、北マケドニア、キプロス、コソボ、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン、パチカン市国、ペラルーシ、ポルトガル、マルタ、リヒテンシュタイン	イエメン、エジプト、オマーン、ガボン、カンビア、ギニア、クウェート、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サウジアラビア、 シエラレオネ 、シリア、ジンバブエ、スーダン、セーシェル、赤道ギニア、セネガル、中央アフリカ共和国、チュニジア、トーゴ、トルコ、ナミビア、ニジェール、パレスチナ、ブルキナファソ、ブルンジ、マリ、モーリタニア、リビア、リベリア、レソト、レバノン
青(128)	インドネシア、オーストラリア、韓国、カンボジア、 クック諸島 、 サモア 、シンガポール、タイ、台湾、中国、 ツバル 、 ナウル 、 ニウエ 、ニュージーランド、ネパール、バプアニューギニア、 バヌアツ 、パラオ、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、 ブルネイ 、香港、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス	カナダ、米国	アルゼンチン、 アンティグア・バーブーダ 、 ウルグアイ 、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、 グレナダ 、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、 スリナム 、 セントクリストファー・ネイビス 、 セントビンセント及びグレナディーン諸島 、チリ、ドミニカ共和国、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ペルー、ポリア、 ホンジュラス 、メキシコ	アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリア、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、キルギス、クロアチア、 サンマリノ 、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポスニア・ヘルツェゴビナ、モナコ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア	アフガニスタン、アラブ首長国連邦、アルジェリア、 アンゴラ 、イスラエル、イラク、イラン、ウガンダ、 エスワティニ 、エチオピア、 エリトリア 、ガーナ、 カーボベルデ 、カタール、カメルーン、 ギニアビサウ 、ケニア、コートジボワール、 コモロ 、 サントメ・プリンシペ 、ザンビア、ジブチ、 ソマリア 、タンザニア、 チャド 、ナイジェリア、西サハラ、バーレーン、ベナン、 ボツワナ 、マダガスカル、マラウイ、南アフリカ、南スーダン、 モーリシャス 、モザンビーク、モロッコ、ヨルダン、ルワンダ

(注) 下線の国・地域に対する指定の見直しについては、9月7日午前0時以降適用開始。

最新の情報は以下を確認してください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

入国者への説明事項

- 「受付済み証と査証発給」に必要な書類を持って、日本大使館にて査証の手続きを取ること。必要な書類は、日本大使館に問合せること。
- 出国前 72 時間以内の検査（陰性）証明書を取得
 - ※有効なワクチン接種証明書があれば、72 時間以内の検査証明書不要
 - 以下のサイトに必要事項を入力し、必要な検疫措置を確認してください。
 - <https://www.hco.mhlw.go.jp/>
- 入国の際の検査や待機措置を含む日本の水際対策に関する必要な情報は別紙の資料を参照すること。
- スマートフォンに必要なアプリのインストール及び情報の登録を行うこと。
 - ① MySOS（入国者健康居所確認アプリ）をインストールし、検疫をスムーズに行うことができるファストトラックが利用できるように検査証明等の必要な情報を登録すること。
 - MySOS
 - 日本語：<https://www.hco.mhlw.go.jp/manual/pdf-jp/summary.pdf>
 - 英語：<https://www.hco.mhlw.go.jp/manual/pdf-en/summary.pdf>
 - ファストトラック
 - 日本語：<https://www.hco.mhlw.go.jp/fasttrack/>
 - 英語：<https://www.hco.mhlw.go.jp/fasttrack/en/>
 - ② Visit Japan Web サービス（入国時に検疫・入国審査・税関申告の入国手続等を行えるウェブサービス）を利用すること
 - Visit Japan Web
 - 日本語：https://www.digital.go.jp/policies/posts/visit_japan_web
 - 英語：https://www.digital.go.jp/en/services/visit_japan_web
- スマートフォンが用意できない場合は、
入国時、空港でスマートフォンを借りる必要がある。
- 指定国・地域とワクチン接種証明書を受入担当者とともに確認し、待機施設や航空機等を決定すること

- 入国後の待機期間中は、受入担当者と毎日連絡を取ること。

- 待機期間を短縮する場合は、受入担当者と相談し PCR 検査が必要であり、PCR 検査を受検しない場合は、5日間待機すること。

- 待機期間中に新型コロナウイルス感染症の有症状又は陽性、体調不良等となった場合は速やかに、受入担当者に連絡すること。

- 感染防止対策を徹底（①不織布マスク着用、②手指消毒の徹底、③「3密（密閉・密集・密接）」の回避）すること

- 日本の法令を遵守すること。

- 誓約に違反した場合又は入国者が入国時の検疫の際に誓約する誓約書の内容に違反した場合（いずれも不実の記載があった場合を含む。）には、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、当該受入責任者の企業・団体等の名称が公表され得ること、また、当該受入責任者からの「外国人新規入国オンライン申請」を以後受け付けないことがあり得ること。

受入責任者の誓約事項の整理について

入国者の受入にあたり受入責任者（国立大学法人九州大学）として、以下の事項のうち、受入担当者が対応する事項を整理しましたので、ご確認のうえ申請願います。

ア 受入責任者は、入国者に関する「外国人新規入国オンライン申請」、待機施設等の確保、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や有症状、陽性者の発生時等の対応を行う責任者を置くこと。

→ 本学では、各部局にて受入担当者を設定することとしている。

イ 入力内容に変更が生じた場合には、入国前に「外国人新規入国オンライン申請」を通じて再登録を確実に行うこと。

→ 国際部で対応。ただし、査証発給後に「入国予定日」及び「待機施設」に変更が生じた場合の再登録は不要とされているため、国際部への連絡は不要です。

ウ 入国者が新型コロナウイルス感染症の有症状又は陽性、体調不良等になった際に備えて、待機場所の近隣の医療機関の所在・診療時間等の情報を把握しておくこと。

→ 待機場所が決まったら、受入担当者にて、近隣の医療機関をご確認ください。

エ 入国者に対して、関連サイトや資料等により、入国の際の検査や待機措置を含む日本の水際対策に関する必要な情報を提供すること。

→ 受入担当者より入国者に同資料の英語版を提供してください。

オ 入国者が入国前にスマートフォンを用意できる場合には、入国前に①MySOS（入国者健康居所確認アプリ）をインストールすること、②可能な限り検査証明などの情報を入国前に MySOS に入力し、事前に審査を終えておくこと、③Visit Japan Web サービス（入国時に検疫・入国審査・税関申告の入国手続等を行えるウェブサービス）を利用すること、について入国者に案内すること。

スマートフォンを用意できない場合には、入国時、空港でスマートフォンを借りる必要があることを入国者に案内すること。

→ 受入担当者は「入国者への説明事項」により入国者に案内してください。

カ 入国者の待機施設を確保するとともに、入国者が当該施設に確実に移動できるよう、移動手段についての案内を行うこと。

→ 受入担当者は、指定国・地域とワクチン接種証明書を本人とともに確認し、待機施設を決定してください。

キ 入国者について、電話・メール等により、待機期間中の待機施設での待機、健康状態についての確認を毎日行うこと（検疫所の指定する施設での待機の場合を除く。）。また、待機施設に待機していない等の入国者の誓約違反（入国者が入国時の検疫の際に誓約する誓約書の内容違反）の連絡が入国者健康確認センターや関係行政機関からあった場合には、その是正や調査に協力すること。

→ 入国者に受入担当者から毎日連絡するようにしてください。

ク 入国者について、待機期間の短縮を行う場合には、要件を満たす検査の受検を手配すること。

→ （待機期間の短縮を行う場合は。）受入担当者は、PCR 検査等を手配してください。

ケ 入国者が待機期間中に新型コロナウイルス感染症の有症状又は陽性、体調不良等となった場合、必要に応じて、速やかに医療機関を受診させること。また、保健所等から指示があった場合にはそれに従うこと。

→ 陽性者が発生した場合は、受入担当者は、待機場所を管轄する保健所等に電話連絡を行い対応する。福岡は福岡市の相談ダイヤルがあるため、待機場所は、福岡に設定することを勧める。

【福岡】福岡市新型コロナウイルス感染症相談ダイヤル

（受診・相談センター）（電話番号：092-711-4126（24 時間受付）

外国人専用ダイヤル 092-687-5357（24 時間受付、19 か国語対応））に相談

【成田】印旛保健所成田支所 0476-26-7231

国際医療福祉大学成田病院 予約センター 0476-35-5576

成田富里徳洲会病院 0476-93-1001

※ 以下については、「入国者への説明事項」により入国者に案内してください。

コ 入国者に対して、感染防止対策を徹底（①不織布マスク着用、②手指消毒の徹底、③「3密（密閉・密集・密接）」の回避）させること。

サ 検疫法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、出入国管理及び難民認定法等の水際制度関連法令を遵守すること。

シ 上記の誓約に違反した場合又は入国者が入国時の検疫の際に誓約する誓約書の内容に違反した場合（いずれも不実の記載があった場合を含む。）には、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、当該受入責任者の企業・団体等の名称が公表され得ること、また、当該受入責任者からの「外国人新規入国オンライン申請」を以後受け付けないことがあり得ること。